役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定事務運用基準

平成 24 年９月 28 日制定

１　趣旨

この基準は、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の２の４第１項の規定に基づき、「地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号及び第４号に関する手続の運用」（令和３年３月 31 日付け会計管理部長・健康福祉局長・商工労働局長通知別紙）４（３）に規定する「シルバー人材センター等に準ずる者」（役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体。以下「広島県高年齢者就業機会提供団体」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

２　広島県高年齢者就業機会提供団体の認定

知事は、次の各号のいずれにも該当するものを広島県高年齢者就業機会提供団体として認定する。

(1)　広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2)　法人格を有する団体であって、県内に本店、支店、営業所等（以下「県内の事業所」という。）のいずれかを有していること。

(3)　定款、寄附行為、会則、活動方針等に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高齢法」という。）第２条第１項に規定する高年齢者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業の機会を提供することを明記するとともに、高年齢者の希望に応じた就業の機会を確保し、組織的に提供していること。

(4)　申請日の前月の初日現在において、県内の事業所において事業に従事している者の数に占める高年齢者の数の割合が、90％以上であること。

なお、 県内の事業所において事業に従事している者（以下「事業従事者」という。）とは、雇用期間及び労働時間の長短にかかわらず、団体において取り扱われる役務業務に携わる者をいう。

(5)　高齢法第９条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

３　認定の申請

２の規定による認定を受けようとする者は、役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定申請書（別記様式第１号）に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

なお、申請の受付は、原則として県の物品・委託役務競争入札参加資格審査申請の受付と同一時期に行うものとする。

４　審査及びその結果の通知

(1)　知事は、３の規定による申請があったときは、地方自治法施行規則第 12 条の２の４第３項の規定に基づき、別記様式第２号により２人以上の学識経験を有する者の意見を聴き、認定の可否について審査を行うものとする。

(2)　知事は、前項の審査結果を、役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定審査結果通知書（別記様式第３号）により、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

なお、審査結果について認定できないとした場合は、理由を記載するものとする。

５　広島県高年齢者就業機会提供団体の公表

知事は、２の規定により認定した広島県高年齢者就業機会提供団体を速やかに役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体名簿（別記様式第４号）（以下「広島県高年齢者就業機会提供団体名簿」という。）に登載し、公表するものとする。

６　広島県高年齢者就業機会提供団体名簿に登載する期間

５の規定により広島県高年齢者就業機会提供団体名簿に登載する期間は、２の規定により認定した日から、当該団体が認定時に有する２(1)の資格に係る有効期間が満了する日までの期間とする。

7　変更の届出

広島県高年齢者就業機会提供団体は、次に掲げる事項が生じたときは、その日の属する月の翌月末日までに、役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定内容変更（事業廃止）届（別記様式第５号）を知事に提出しなければならない。

知事は、この届出に基づき、速やかに広島県高年齢者就業機会提供団体名簿の内容を変更し、公表するものとする。

(1)　２の各号に掲げる内容に変更が生じたとき。ただし、事業従事者の状況が２(4)に掲げる割合を下回った日の属する月の翌月末日までに再び当該割合を上回ることとなった場合は、この限りでない。

(2)　事業を廃止又は廃止することが決定したとき。

(3)　次の事項に変更が生じたとき。

ア　広島県高年齢者就業機会提供団体の名称、所在地又は代表者名

イ　電話番号又はファクス番号

ウ　契約種目（「委託役務関係」に係るものに限る。）又は営業地区

8　事業従事者状況報告

広島県高年齢者就業機会提供団体は、毎年６月 30 日までに、役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体の事業従事者状況報告書（別記様式第６号）により、前年７月（認定日から１年未満のときは認定された月）から当該年の６月までの各月初日における事業従事者の状況を知事に報告しなければならない。

9　認定の取消し

知事は、広島県高年齢者就業機会提供団体が次の各号のいずれかに該当したときは、２の規定による認定を取り消し、当該団体を広島県高年齢者就業機会提供団体名簿から削除するとともに、その旨を当該団体に書面で通知するものとする。

なお、(2)により認定を取り消された団体は、当該取消しの日から起算して２年間は３の規定による申請を行うことができないものとする。

(1)　２の各号のいずれかに該当しなくなったことが判明したとき。ただし、２(4)については、各月初日の事業従事者の状況が、２か月連続して同号に掲げる割合を下回ったことが判明したとき。

(2)　虚偽その他不正の手段により２の規定による認定を受けたことが判明したとき。

10　実地調査

知事は、制度の運用の適正を期するため必要があるときは、広島県高年齢者就業機会提供団体に対して、申請書等に記載された事業従事者等の内容について、実地調査を行うことがある。

11　主管

この基準に定める事務については、商工労働局雇用労働政策課が主管する。

附　則

この基準は、平成 24 年９月 28 日から施行する。

附　則

この基準は、令和３年７月 30 日から施行する。

附　則

この基準は、令和５年５月１日から施行する。

様式第１号

役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定申請書

年　　月　　日

広　島　県　知　事　　様

所在地　　〒

法人名
代表者役職・名前
電話番号
ファクス番号

広島県により発注される役務業務の随意契約に係る高年齢者就業機会提供団体の認定を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、広島県高年齢者就業機会提供団体名簿による公表について、異議ありません。

１　業者番号		
２　契約種目		大分類「委託役務関係」について、中分類（番号）-小分類（アルファベット）-取扱品目（番号）を記載してください。欄が足りない場合は別紙としてください。
３　営業地区（複数選択可）		全県・広島・呉・芸北・東広島・尾三・福山・備北
４　県内の事業所数		事業所
５　４において事業に従事している者の数①		人
	うち高年齢者の数②	人　（②/①　　%）
６　事業概要 （高年齢者の希望に応じた就業の機会の確保及び組織的な提供に係る事業の概要を記載してください。） ※　高年齢者の希望に応じた就業の機会を提供することが明記されている定款、寄付行為、会則、活動方針等を添付してください。 ※　高年齢者雇用確保措置を講じていることが分かる就業規則及び労使協定等を添付してください。		

（注１）１～４については、広島県の物品・委託役務競争入札参加資格に係る内容を記載してください。

（注２）５については、雇用期間及び労働時間の長短にかかわらず、団体において取り扱われる役務業務に携わる者の数を記載してください。

なお、高年齢者の数については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第２条第１項に規定する高年齢者の数を記載してください。

様式第２号

年　　月　　日

（学識経験者名前）　様

広島県商工労働局雇用労働政策課長
（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）

役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体の認定について（照会）

このことについて、役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定事務運用基準（平成 24 年９月 28 日制定）４(1)の規定に基づき、次の団体の認定について意見を求めます。
別紙様式により、　　年　　月　　日までに回答してください。

１　団体名

２　添付書類
役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定申請書の写し

担当
電話
（担当者　　）

（別紙）

年　　月　　日

広島県商工労働局雇用労働政策課長　様

（学識経験者名前）

役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体の認定について（回答）

年　　月　　日付けで照会のこのことについては、次のとおりです。

1　団体名

2　認定についての意見（該当するものを〇で囲んでください。）

適

不適

（理由を記載してください。）

その他

（内容を記載してください。）

3　その他の意見

様式第３号

役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定審査結果通知書

年　　月　　日

（申請者名）　様

広島県知事　　印

役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定申請に係る審査結果は、次のとおりです。

申請日	年　　月　　日
審査結果	・認定します（認定番号　　） ・認定できません （理　由 　　）
広島県高年齢者就業機会提供団体名簿に登載する期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

（認定した団体について）

１　「わーくわくネットひろしま」(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/)、「県ホームページ入札・契約等調達関係の情報」(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/) 及び「県の調達情報ホームページ」(https://chotatsu.pref. hiroshima.lg.jp/) において広島県高年齢者就業機会提供団体名簿（以下「名簿」という。）を掲載します。

２　名簿登載期間中、次に掲げる事項が生じたときは、その日の属する月の翌月月末までに、役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定内容変更（事業廃止）届（別記様式第５号）を提出してください。

(1)　役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定事務運用基準（平成 24 年９月 28 日制定）２の各号に掲げる内容に変更が生じたとき。ただし、県内の事業所において事業に従事している者（以下「事業従事者」という。）の状況が同基準２(4)に掲げる割合を下回った日の属する月の翌月末日までに再び当該割合を上回ることとなった場合は、提出の必要はありません。

(2)　事業を廃止又は廃止することが決定したとき。

(3)　次の事項に変更が生じたとき。

ア　広島県高年齢者就業機会提供団体の名称、所在地又は代表者名

イ　電話番号又はファクス番号

ウ　契約種目（「委託役務関係」に係るものに限る。）又は営業地区

３　毎年６月 30 日までに、役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体事業従事者状況報告書（別記様式第６号）により、前年７月（認定日から１年未満のときは認定された月）から当該年の６月までの各月初日における事業従事者の状況を報告してください。

４　事業従事者の状況等を確認するために、実地調査を行うことがあります。

様式第４号

役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体名簿

（　　年　　月　　日現在）

名称	所在地	契約種目	営業地区	認定年月日	認定番号

（注）認定番号は、「H24-001」のように認定年度ごとの通し番号とする。

様式第５号

役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定内容変更（事業廃止）届

年　　月　　日

広　島　県　知　事　　様

所在地　　〒

団体名
代表者役職・名前
電話番号
ファクス番号
認定番号

役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体として認定を受けた内容について、次のとおり変更がありました。

<table>
<tr><td>①届出事由</td><td colspan="2">（該当するものを○で囲んでください。）
ア　広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登載されなくなった。
イ　高年齢者の希望に応じた就業の機会を組織的に提供しなくなった。
ウ　事業従事者の数に占める高年齢者の数の割合が要件に該当しなくなった。（→②に記載）
エ　認定内容に変更が生じた。（→③に記載）
オ　事業を廃止する（した）。（→④に記載）</td></tr>
<tr><td>②要件に該当しなくなった理由等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">③変更内容
（該当するものを○で囲んでください。）
名称・所在地・代表者名・電話番号・ファクス番号・契約種目・営業地区</td><td>変　更　前</td><td>変　更　後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>④事業廃止（予定）日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

様式第６号

役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体の事業従事者状況報告書

年　　月　　日

広　島　県　知　事　　様

所在地　　〒

団体名
代表者役職・名前
電話番号
ファクス番号
認定番号

県内の事業所において事業に従事している者（事業従事者）の状況は、次のとおりです。

年	月	事業従事者数		
		(人)①	うち高年齢者の数 (人)②	②/① (%)
年	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
年	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

（注１）県内の事業所の合計数を記入してください。
（注２）前年７月（認定日から１年未満のときは認定された月）から当該年の６月までの状況を記入してください。
（注３）各月の初日の状況を記入してください。
（注４）事業従事者数については、雇用期間及び労働時間の長短にかかわらず、団体において取り扱われる役務業務に携わる者の数を記入してください。
（注５）高年齢者の数については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第２条第１項に規定する高年齢者の数を記入してください。
（注６）労働局に高年齢者雇用状況報告書を提出している場合は、その写しを添付してください。